

# 令和6事業年度評価報告書

第22期（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）

令和7年6月

独立行政法人日本芸術文化振興会



本報告書は、独立行政法人日本芸術文化振興会評価委員会要項第 1 条及び評議員会規則第 1 条第 2 項に基づき、令和 7 年 6 月 26 日に開催された第 68 回評議員会に報告され、審議の結果、適切であると認められ、承認されたものである。

独立行政法人日本芸術文化振興会



独立行政法人日本芸術文化振興会  
令和6事業年度評価報告書

令和7年6月

独立行政法人日本芸術文化振興会評価委員会

## はじめに

本評価委員会は、独立行政法人日本芸術文化振興会評議員会規則第 8 条の規定に基づき、振興会の業務の運営に関する評価を行うため設置されたものである。

このたび、理事長の諮問を受け、令和 6 事業年度の業務の実績に関して、厳正かつ客観的な評価を行った。

評価は、前年度に引き続き、振興会が実施した当該年度に係る自己点検評価報告書をもとに、まず各委員が評価意見書の提出を行い、次に振興会からの説明を聴取しながら、合議により最終的な評価を行った。

本評価委員会は、評価結果について、原則として年度計画に定められた項目ごとに取りまとめ、評価報告書として提出するものである。

評価においては、振興会の業務運営をより良いものとするための意見を付しており、次年度以降の各事業の充実及び発展に活用されることを期待する。

## 評価実施の経緯

第 1 回評価委員会	令和 6 年 11 月 29 日
第 2 回評価委員会	令和 7 年 5 月 16 日
第 3 回評価委員会	令和 7 年 6 月 11 日
第 4 回評価委員会	令和 7 年 6 月 18 日

# 令和6事業年度評価報告書 (日本芸術文化振興会評価委員会)

## I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1 文化芸術活動に対する援助

#### (1) 概観

- 芸術文化振興基金と文化芸術振興費補助金による助成の交付件数は、昨年度と同水準を維持できたのに加え、新設の文化芸術活動基盤強化基金(補助金)については42件を採択し、文化芸術振興費補助金による委託事業の件数も前年度を上回るなど、文化芸術活動に対する援助の充実が図られたと評価できる。
- 評価結果の助成対象団体への伝達と意見交換・助言等を行う意見交換会が、団体数、延べ実施回数ともに前年度より大幅に増え、団体への丁寧な聞き取りと助言が実施されたと言える。
- 助成事業に関する初めての年次報告書の刊行は、助成事業の概況や実績データなどを把握しやすくし、助成する側・される側双方にとって有益な取組である。

#### (2) 改善を要する事項 及び 今後の業務運営への提言

- 助成対象活動の事後評価は、団体にとっては自らの活動を検証する参考となるため、今後もぜひ続けてほしい。また、PD・POによる助言に対する満足度がより向上するよう、適切な人材を確保願いたい。
- 海外のアーツカウンシルには充実した内容のアンニュアルレポートがあり、こうした好事例の参照なども進めながら、年次報告書の充実を図り、国民に周知してほしい。

#### (3) 自己点検評価に対する意見

- 従来の基金・補助金による支援に加えて、大型の文化芸術活動基盤強化基金による支援にも適切に対応し、効率的な審査・運営を行うとともに、助成効果を測る公演等調査の件数が目標値を大きく上回った。さらに、年次報告書の刊行により助成実績も含めた成果の公開も行われており、評定としてはAが適切と判断できる。

## 2 伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演

### 自己点検評価に対する意見

- 伝統芸能の公開については、令和 6 年度は国立劇場及び国立演芸場で実施してきた公演を代替施設において通年で実施した初年にあたり、設定された目標値は、代替施設での相応の実績がない中で計画された数値であった。伝統芸能の中でも、とくに代替施設における歌舞伎、文楽公演の入場者数が目標値を大きく下回ったが、これ以外の伝統芸能の公開・現代舞台芸術の公演実績には高く評価できる点が多く、総合評定としては B が適切と判断できる。

### 2-[1] 伝統芸能の公開

#### (1) 概観

##### 《全般》

- 公演数については計画どおり実現したが国立劇場等の閉場に伴い、令和 6 年度は代替施設での公演が本格化した初年度という状況の中で、入場者数、公演収支の改善については目標値を下回った。
- 各劇場において、芸能分野と劇場の個性を踏まえた公開の工夫が行われ、環境・設備が異なる代替施設での歌舞伎・文楽公演も、舞台設営や演出などに今までにない工夫が加えられている。
- 従来、国立劇場で公演を行っていた雅楽や民俗芸能のように、公演ができなくなったり、公演回数が減ったりした分野があり、課題が浮き彫りとなった。
- 外国人向け公演の入場者数、オンライン動画配信の視聴数については、目標値を大きく上回った。

##### 《歌舞伎》

- 代替施設での通し狂言「彦山権現誓助剣」は外部専門家から「誠実な古典上演」「当節必見」と高評価を得るとともに、文楽と同演目（「夏祭浪花鑑」）を同時期に上演するなど、代替施設に観客を誘導する企画が実施された。
- 国立劇場とは公演条件が異なる中で、新国立劇場中劇場での花道の特設、花道正面席の設置、開演前の舞台装置撮影の許可など、これまでになかった取組が行われたことは評価できる。
- 花道が設けられず、廻り舞台も完備していない施設では、国立劇場の魅力であった本格的な通し狂言などの上演も難しく、なじみの薄い施設での観劇を逡巡するファンも多かったと思われ、入場者数は目標値を大きく下回った。

### 《文楽》

- 東京圏では4公演が代替施設の6会場で開催され、舞台設営や出演者の演技等、従来にない負担があったと思われるが、「妹背山婦女庭訓」は通し上演ができ、振興会の公演理念が継続できた。
- 文楽劇場では、年間を通して開場40周年記念と銘打って充実した公演が続き、入場者数が目標値を上回った公演もあったことは評価できる。
- 東京圏と文楽劇場では、吉田和生文化功労者顕彰記念、豊竹若太夫襲名披露の公演も行われ、上演の企画と内容は充実したものであった。
- 振興会による初めてのアメリカ公演が実現され、伝統芸能の魅力の海外発信が確実に前進した。
- 東京では国立劇場の閉場に伴い、2会場に会期を分けた代替施設での公演もあり、戸惑う観客も多かったと思われる。

### 《舞踊・邦楽・雅楽・声明・民俗芸能等》

- 「鎌倉建長寺で楽しむ座敷舞」や「江戸っ子びいきの名曲」、「総本山智積院の声明」などは高い企画力が発揮された公演であった。しかし、邦楽の入門公演の入場者数は目標値の半分にとどまったほか、雅楽、民俗芸能、琉球芸能の公演は開催できず、課題も大きいと言える。
- 文楽劇場での開場40周年記念「東西名流舞踊鑑賞会」は、東西の舞踊家が総出演する豪華で祝意に満ちた公演で、振興会ならではの企画である。上方舞の各流派家元や重鎮の継続的な競演は、芸の継承に大きく貢献するとともに、新たな演出や振付曲、稀少な曲の上演により、技芸と演目の幅を広げる成果もあった。

### 《大衆芸能》

- 東京圏での代替施設が順調に確保でき、国立演芸場閉場前と同等の公演が実現できていることは評価できる。なかでも花形演芸会は同一の施設が使用できていて、公演に安定感を与えていると思われる。また、入場者数は、東京圏では国立演芸場閉場前とほぼ同じ達成率となり、文楽劇場では計画を上回る達成率となった。
- 文楽劇場の「浪曲名人会」は、浪曲界初の人間国宝に認定された京山幸枝若がこの会で初の長講を披露する公演で、目標値を大きく上回る入場率となった。「上方演芸特選会」も好調で、大手芸能プロダクション以外の演芸人の舞台を

鑑賞できる機会を創出している。

### 《能楽》

- ほぼすべての公演が満席数に近い入場者となっている。定例公演、普及公演、企画公演、鑑賞教室と、明確な制作方針に沿った戦略的な展開が功を奏し、継続的な来場を促す仕組みになっている。
- 企画公演では、能楽以外の伝統芸能も積極的に組み込むことで、上演内容の広がりが見られ、来場者の拡大が図られている。公演日にはロビーで関連文化の紹介も盛んに行われ、これも観客にとっては、来場の楽しみに加えられている。
- 「実方」、「空蟬」、「武文」など、復曲能の上演にも定期的、積極的に取り組み、「宝生宗家展」で展示された能面の名品を復曲能で使用するなどは振興会ならではの企画である。

### 《組踊等沖縄伝統芸能》

- 組踊、琉球舞踊、沖縄芝居、三線や箏曲などの音楽、民俗芸能の公演で、それぞれの上演企画が注目度を向上させる内容を持つとともに、年間のこれらの公演計画が、沖縄伝統芸能への関心者の拡大につながったと判断できる。アジア・太平洋地域の芸能や研究公演といった、国立劇場おきなわならではの企画も継続できており、沖縄伝統芸能の理解を深めるのに役立っている。
- 研究公演では「1838年の史料に拠る組踊『大川敵討』」を上演し、舞台構造や衣装の再現を通して歴史的知見の実演化を果たした。また、研究そのものに加えて実演家の技芸向上にも貢献した。

### 《演目の拡充》

- 振興会全体としては、国立劇場・国立演芸場の閉場というマイナス条件の中でも、10作品の演目が拡充され、伝統芸能の継承・振興という振興会の役割を果たしている。
- 文楽、能楽、組踊はそれぞれの本拠とする劇場で復曲や復活、新演出、新作の上演が行われて成果を上げた。また、歌舞伎は専用劇場がない中で上演の稀な場面を付け、筋をわかりやすく通すなどの工夫が見られた。

### 《青少年等を対象とした公演》

- 代替施設での歌舞伎以外は、計画とほぼ同じかこれを上回る入場者数となった。なかでも文楽劇場の夏休みの親子劇場、国立劇場おきなわの「組踊の世

界」、沖縄芝居鑑賞教室は入場者数の目標達成率が高い。

- 文楽劇場の親子劇場では、子ども限定で音声同時解説サービスを無料提供し、次世代の観客育成に取り組んだ。
- 国立劇場おきなわの青少年対象公演は、県内学童への周知、学校行事としての組み込み、劇場までの貸切バス費用助成など、早くからの営業活動と費用助成に取り組んだ結果と評価できる。

### 《伝統芸能の公開の実施に際しての留意事項(連携協力等)》

- 国立劇場・国立演芸場の閉場による代替施設での公演については、自治体等との共催・連携協力が大幅に増加した。また、国立劇場おきなわでは、主催公演に加え、沖縄県文化振興会などとの共催公演を多く開催しており、劇場での伝統芸能公演回数の増加が図られている。
- 公演での連携協力先の団体・機関とは、講座の開催、入場料の優遇、広報など、様々な取組が行われているが、代替施設での公演は今後も長く続くことから、連携協力の実効向上のための企画や活動を期待したい。
- オンラインでの動画配信を通じて、居住地域にとらわれない鑑賞の機会を、国内外に広く提供した。特に舞踊公演の記録映像は32万回を超える視聴数となった。

### 《快適な観劇環境の形成》

- 観客の利便性・安全性の確保、観劇の雰囲気を盛り上げる取組は、代替施設でも図られており、外国人向けの多言語によるプログラムや音声ガイドも行われている。
- 代替施設以外では、消防訓練、避難誘導等訓練、消火訓練が実施され、災害等に備えた対応が着実に進んでいると判断できる。
- 各劇場で販売するグッズのデザインに工夫が重ねられ、観客誘致にも役立っている。

### 《広報・営業活動の充実》

- 各劇場で、劇場が立地する地域や学校、団体などへの直接的な広報・営業活動が担当者などによって地道に進められている。
- SNS を利用した広報活動が多彩化しながら拡大しつつあり、登録者数は増加傾向にある。国立劇場おきなわホームページへのアクセス件数は大幅に増加するなど、情報提供も活発化していると認められる。

- 文楽劇場での富裕層向け Web 広告や、国立能楽堂での学齢期の子どもを持つ保護者向けアプリへのバナー広告など、それぞれの劇場が独自の広報・営業活動を展開していることも評価できる。

### 《劇場施設の使用効率の向上等》

- 舞台使用だけではなく、各施設の利用が行われている。稽古室については、閉場した国立劇場も貸出は継続し、使用実績のある団体等にダイレクトメールを送るなど、各劇場の状況にあわせて、使用効率の向上に向けた取組が行われている。
- 施設の利用促進への取組として、国立能楽堂レストランでの舞台利用団体と連携した特別メニュー提供や、国立劇場おきなわでの 24 時間受付の稽古室利用申込は、今後の施設利用の使用効率の向上の観点から注目できる。

## (2) 改善を要する事項 及び 今後の業務運営への提言

- 国立劇場・国立演芸場の再整備は、国家として重要な文化施策であり、予算等事業規模からも政府の責務として取り組むべきで、その実現に向けた早急な事業遂行が望まれるが、閉場した劇場での公演分野については、振興会による伝統芸能公演の理念と魅力が発揮・維持できるよう、代替施設は、その対象範囲を公共施設以外にも広げることを含めた上で、より適切かつ安定的な確保が必要である。
- 代替施設での公演では、その劇場の特性を生かした企画や建長寺での舞踊イベントのような劇場以外の場・施設での公演企画など、より多様な取組を進めてほしい。
- 観劇が長時間にわたる歌舞伎、文楽の観客にとっては飲食も重要であり、代替施設での公演には、それへの対応が必要である。
- 伝統芸能の観客減への対応として、集客や情報サービスなどを一元的に取り扱う広報戦略室を設置するなど、根本的な対策が必要ではないか。

## (3) 自己点検評価に対する意見

- 国立能楽堂・国立文楽劇場・国立劇場おきなわの公演は、それぞれが年度目標を十分に達成している。しかし、国立劇場閉場に伴っていくつもの代替施設で行われた公演は、上演工夫を重ねながら計画通り実現されたものの、従前とは大きく異なる劇場・舞台の環境条件のもとでの魅力創出の困難さ、施設立地等による伝統芸能ファンの戸惑いと団体での来場の制約、公演期間の限定など

があり、入場者数の減少が当初の想定を超え、目標値を大きく下回った。このことから評定としてはCと判断せざるを得ない。伝統芸能の継承・振興の目的を遂行するための財政的措置を含めた対応が必要である。

## 2-[2] 現代舞台芸術の公演

---

### (1) 概観

#### 《全般》

- 各分野とも、新制作や日本初演、世界初演など新国立劇場ならではの意義ある舞台が制作されている。
- 公演数、入場者数などはいずれも目標値を達成し、集客への様々な努力も成果を上げている。オンライン動画配信では、バレエ「アラジン」が70万回を超える視聴数となった。

#### 《オペラ》

- 「夢遊病の女」を海外劇場との共同制作で初上演し、日本初の原語(フランス語)による大作「ウィリアム・テル」の上演も行われ、オペラ公演の新制作に積極的に取り組む姿勢がうかがえる。
- 「ウィリアム・テル」や「椿姫」では日本人歌手の実力が発揮された。特に、高い歌唱技術が求められる「ウィリアム・テル」では、新国立劇場合唱団が活躍し、新国立劇場ならではの作品となった。

#### 《バレエ》

- 国際級のトッププリンシパルが在籍する現在の新国立劇場バレエ団は、牧阿佐美の「ラ・バヤデール」、ビントレーの「アラジン」などレパートリーのオリジナリティも魅力にあふれ、さらにフォーサイズなどをレパートリーに取り入れ、若手にもチャンスを提供するなど、充実度が高い。
- 公演数を増やす中で、入場者数も目標値を上回り、「眠れる森の美女」などで若手ダンサーを積極登用するなど、意欲的な公演が続いている。
- キャストそれぞれが高いテクニック・表現力で完成度の高い舞台を作り上げ、新国立劇場バレエ団ダンサー4名が外部団体主催の賞を受賞するに至った。

#### 《現代舞踊》

- 「DANCE to the Future 2024」では、若手ダンサー2名が新たに振付家として作品を発表し、振付家の育成にもつながる優れた企画であった。新国立劇場バレ

エ団にとってもコンテンポラリー作品のレパートリーが広がり、公演の質向上につながる取組となった。

### 《演劇》

- 「こっこっプロジェクト」の成果と言える「ターバイ」の上演や、「デカログ」全 10 話を 4 カ月かけて上演したことは、環境や人材が揃っている新国立劇場でなければ実現できない意欲的な企画である。
- 「白衛軍」は日本初演であり、第 32 回読売演劇大賞において優秀作品賞を受賞した。

### 《青少年等を対象とした公演》

- 「人魚姫」「新版 NINJA」「オバケッタ」など良質な子ども向け作品を上演し、目標の入場者数を達成した。
- 新国立劇場外では、京都市で高校生を対象としたオペラ公演を上演し、新国立劇場合唱団による学校巡回公演も 12 回実施された。
- 公演に際して実施した公演オリジナル「リカちゃん」の展示や、こどもバックステージツアーなどは、子どもたちに舞台芸術への関心を深めてもらう機会となった。

### 《現代舞台芸術の公演の実施に際しての留意事項(連携協力等)》

- 全国の劇場との連携、協力体制が生まれ、北海道、兵庫県、新潟県、長野県でバレエと現代舞踊の公演を行った。新国立劇場合唱団の外部出演も多く、新国立劇場の公演や合唱団が対外的に高い評価を受けていると判断できる。
- 韓国国立劇場等との連携協定締結や、スペイン、イタリアの 3 劇場とのオペラの共同制作など、国際交流の進展にも大きく寄与している。

### 《快適な観劇環境の形成》

- 新たな取組として、バレエ・オペラの一部公演で、特別な席を設定し、優先入場や専用ラウンジの設置も実施した「グランエクスペリエンス」や、和食と日本酒による「ウェルカムラウンジ」を実施し、新国立劇場のファン獲得に努めた。
- オペラとバレエで計 8 回、終演後に英語版バックステージツアーを実施し、多様な層への鑑賞者開発を充実させている。
- 視覚障害者、聴覚障害者に向けての音声ガイドやポータブル字幕機の貸出を行い、きめ細かな観劇サポートが推進できている。

### 《広報・営業活動の充実》

- 劇場に直結している初台駅の列車接近メロディにおける公演演目の音楽利用、トークイベントの実施、大学やホテルとの連携など、多様な広報・営業活動が進められている。
- ホームページへのアクセス件数や SNS への登録者数も前年より増加しており、広報の拡充が図られていると判断できる。欧米の舞台芸術サイト・雑誌への広告掲載など、国内だけでなく海外への発信に対する高い意識が反映されている。

### 《劇場施設の使用効率の向上等》

- オペラ劇場、中劇場、小劇場ともに稼働率が高く、これ以上の使用効率の向上は図れない状況となっている。稽古室についても、主催公演などでの使用で埋まっており、使用効率は現状維持となる。

## (2) 改善を要する事項 及び 今後の業務運営への提言

- 新国立劇場の事業について、特に都心・関東地区以外の地方では関心を持たれることが少ない。地方公演も少しずつ増えているが、例えば、「新国立劇場バレエ関西定期公演」などを立ち上げることが期待される。こうした公演の全国展開は新国立劇場での研修希望者増につながり、演者の技能向上にも貢献できる。また、研修等への経済的支援者も全国から募ることができる。
- バレエ・オペラのバックステージツアーなどの取組は、これまで現代舞台芸術分野に興味のなかった初心者への関心の喚起や、将来の観客創出につながる企画である。鑑賞者・支援者の拡充、将来の鑑賞者開発への投資として注力してほしい。
- 劇場へのメールによる意見等に対する回答率が、伝統芸能分野と比べて低くなっている。意見内容にもよるが、対応策を練っておく必要があると思われる。

## (3) 自己点検評価に対する意見

- オリジナル作品の企画・上演に努めるとともに、上演作品をレパートリーとして蓄積し質の高い公演を実施しており、公演内容と入場者数からも、新国立劇場の企画力の高さがうかがえる。公演数、入場者数、公演収支の改善については、いずれも目標値を達成しており、評定としては B が適切と判断できる。

## 2-[3] 日本博の運営・実施

---

### (1) 概観

- 文化資源の磨き上げによる満足度の向上を目的に、委託型、補助型、参画型の3類型を設けて事業を実施しており、その内容は極めて多岐にわたっている中で、採択団体に対しては、新規に事業の効果検証計画書と効果検証報告書の作成・提出を義務づけた点は評価できる。
- 日本博について海外からの認知を得るため、SNS 広告、Web 広告により公式ホームページへの誘導を図った結果、令和 5 年度と比較し、海外からのホームページ閲覧数やアクセスユーザー数、Instagram のフォロワー数が大幅に増えたことは、戦略的なプロモーション等の成果として評価できる。

### (2) 改善を要する事項 及び 今後の業務運営への提言

- 分野や範囲も広い日本博事業の評価指標が、採択先における来場者満足度だけであるという点は、事業全体を適正に評価できているのか疑問に感じる。また、この指標に対する測定を来場者・参加者のアンケートで行っているが、アンケート回答数が事業によって差が大きく、効果測定のあり方と結果認定には検討の余地がある。アンケート回答数の少ない事業は、自己点検評価書にその事由を書き込むなど、評定の妥当性が判断できるようにする必要がある。
- 外国人観光客誘致の一方では、オーバーツーリズムが大きな問題となっており、今後採択すべき事業の数や質、内容について、よりしっかりとした検討が必要と考えられる。

### (3) 自己点検評価に対する意見

- 委託型・補助型の採択事業に関する効果測定のあり方などに、改善が必要と思われる点があるものの、採択事業の外国人来訪者満足度の達成率は120%を超えており、評定としてはAが適切と判断できる。

### 3 伝統芸能の伝承者の養成及び現代舞台芸術の実演家その他の関係者の研修

#### 自己点検評価に対する意見

- 伝統芸能分野、現代舞台芸術分野とも所期の目標をほぼ達成するとともに、今後を見据えた様々な企画や事業に取り組んでおり、総合評定としては B が適切と判断できる。

#### 3-[1] 伝統芸能の伝承者の養成

##### (1) 概観

- 国立劇場伝統芸能伝承者養成所の機能強化のために養成企画課が新設され、国立劇場等の再整備期間中も国立オリンピック記念青少年総合センターにおいて養成事業を着実に継続している。
- 「国立劇場養成所サポーター」会員が 151 名と増加し、今後の展開が期待される。
- 養成研修の人数は、ほぼ計画通りであり、充実したプログラムが組まれて研修が進んでいる。研修志願者と研修生確保についても、外部団体との積極的な連携が進んでおり、研修生と研修修了者による発表会もほぼ計画通り行われ、高い入場率をあげている発表会もある。
- 研修応募を検討している方に対しての「プレ研修」は、実際に経験することで概要をつかめ、応募するかどうかの判断材料となり、好企画である。

##### (2) 改善を要する事項 及び 今後の業務運営への提言

- 国立劇場・国立演芸場の再整備中、養成所の安定的な運営と機能強化ならびに研修志願者と研修生の確保は、より積極的に進める必要がある。依然、応募者は減少傾向にあり、研修途中の辞退者も散見される。養成所サポーターなどの協力を得ながら、各分野の発表会に加え、各分野合同の発表会を開催し、養成所の成果アピールを行いつつ、将来の展望が開けるような試みを続けてもらいたい。
- プレ研修のような制度の新設は大きな意義があり、未来につながるものなので、ぜひ恒常的な制度として整備することが望まれる。また、小学生等を対象にした体験プログラムも今後検討してほしい。

##### (3) 自己点検評価に対する意見

- 養成所の機能強化を担当する養成企画課の設置、養成所サポーター会員の増

加と連携、学校や外部団体への養成所案内が積極的に行われ、ほぼ計画通りの研修生の入所もある。評定としてはBが適切と判断できる。

### 3-[2] 現代舞台芸術の実演家その他の関係者の研修

---

#### (1) 概観

- 計画通りの研修修了者を出すとともに、研修所入所者を高い倍率をもって確保できている。研修発表会は10公演となり、計画を上回って開催された。研修修了者の各種コンクールでの受賞も多く出ており、研修成果は着実に上がっている。
- バレエ研修所では、計画通り原則4年間の全日制一貫研修実施を目的とした新研修体系への移行が行われた。また、研修所入所前に受講できる基礎強化を目的とした基礎科を本格的に開始するなど、より優れたトップアーティストを育成するための一貫した研修環境の整備が進んでいる。

#### (2) 改善を要する事項 及び 今後の業務運営への提言

- 地方出身者や海外の若者にとっても、新国立劇場の研修所が目指すべき場所となるよう、さらなる制度充実を期待する。
- 現状では稽古場の安定的確保が課題であり、研修環境の整備に引き続き留意してもらいたい。

#### (3) 自己点検評価に対する意見

- 修了者の輩出と新研修生の受入が計画通り行われるとともに、新たな研修プログラムへの移行など、研修プログラムの充実化が進んでおり、評定としてはBが適切と判断できる。

## 4 伝統芸能及び現代舞台芸術に関する調査研究の実施並びに資料の収集及び活用

### 自己点検評価に対する意見

- 伝統芸能分野、現代舞台芸術分野とも、所期の目標を大きく上回る成果が上っており、総合評定としてはAが適切と判断できる。

### 4-[1] 伝統芸能に関する調査研究の実施並びに資料の収集及び活用

#### (1) 概観

- 近代歌舞伎年表及び上演資料集等の興行記録の調査・刊行を計画通り行い、振興会ならではの事業が着実に進んでいる。
- 文化デジタルライブラリーでは、舞台芸術教材が新たに公開されるなど充実化が進み、アクセス件数は目標値を大きく上回ることができた。
- 国文学研究資料館との連携による能楽資料の公開に向けたデータベース化のほか、ジャパンリサーチや文化遺産オンラインへの資料画像公開も行われ、多角的な資料活用が進んでいる。
- 国立能楽堂における「宝生宗家展」は、来場者数が目標値を大きく上回った。能面を詳細に掲載した図録は調査研究の成果として高く評価され、振興会ならではの取組である。
- 無料配信した舞踊公演の記録映像の視聴数は累計で80万回に達し、海外からもコメントが寄せられるなど反響があったが、有料配信については前年度の実績を下回った。

#### (2) 改善を要する事項 及び 今後の業務運営への提言

- 調査研究成果や収蔵資料、公演映像のオンライン上での公開が進んでいるが、未整理の資料も多くあり、その調査研究等を速やかに進めてほしい。また、再整備期間中も国立劇場の所蔵資料の管理を適切に行うとともに広く活用できるように留意してもらいたい。
- 教育上の観点から、講義や出版物に、伝統芸能に関する映像等を簡便な手続き、あるいは出典明記で利用できる仕組みを整えてほしい。

#### (3) 自己点検評価に対する意見

- 伝統芸能関係に関する所蔵資料や外部資料の調査研究と成果公開は、振興会の活動が国内で最も活発かつ有益であり、内容・質ともに高い水準で実施さ

れた。また、「宝生宗家展」は展覧会・図録とも、振興会だからこそ実現できたと考えられ、評定としてはAが適切と判断できる。

#### 4-[2] 現代舞台芸術に関する調査研究の実施並びに資料の収集及び活用

---

##### (1) 概観

- 主催公演に関する記録の作成を行うとともに、公演記録のデータベース化と公開が着実に進んでいる。
- 公演とあわせた関連諸資料の展示を劇場情報センターや初台アート・ロフトで開催し、来場者数は目標値を大きく上回ることができた。
- バレエ「アラジン」のインターネット配信の視聴数が70万回を超えた。国際的な広報という意味でも意義が大きく、新国立劇場の公演が世界発信され、高い水準に達している表れであると評価する。

##### (2) 改善を要する事項 及び 今後の業務運営への提言

- 情報センターの所蔵資料の充実に一層努めてほしい。公演記録データベースは年月を重ねるにつれて重要性が増すため、伝統芸能に関する「文化デジタルライブラリー」のような調査研究の充実と公開が望まれる。
- 現代舞台芸術に対する知識や情報について学校を通じて児童・生徒へ提供する取組を検討されたい。これによって学校における芸術教育の充実と次代を担う演者、支援者、観客のさらなる創出を図ってほしい。

##### (3) 自己点検評価に対する意見

- 従来から継続している調査研究、資料収集が着実に進んでいて、情報センターでの展示の来場者数は目標値を大きく上回った。評定としてはAが適切と判断できる。

## Ⅱ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

### (1) 概観

- 養成事業の拡充に伴い効率化と機能強化を目的に養成企画課を新設し、助成業務の増加に対応するための組織替えも行われた。さらに国立劇場・国立演芸場の再整備を視野に入れての組織再編の準備が進められた。各課の所掌の見直しや各劇場の連携の強化などにより業務運営体制の効率化が図られた。
- 情報システムの活用（クラウドコールセンター・電子決裁）により、業務の効率化が推進され、契約や調達の合理化・共同化などが着実に実行された。また、「エネルギー管理基本方針」が策定されるとともに、省エネや環境に配慮した電力調達等が行われた。

### (2) 改善を要する事項 及び 今後の業務運営への提言

- 各方面で業務の効率化が進んでいるが、振興会が担う文化芸術の継承と向上を第一義とし、予算も含め、業務内容と分担の適確化をより推進してほしい。

### (3) 自己点検評価に対する意見

- 代替施設における公演や再整備に伴う業務体制の多様化等に対応し、今後の振興会の事業展開の効率化を図るための組織再編や情報システムの効率化を進めており、評定としてはBが適切と判断できる。

### Ⅲ 予算、収支計画及び資金計画

#### (1) 概観

- 自己収入は、公演事業が目標値を下回ったが、養成研修事業、調査研究事業など他の事業区分は目標値を上回り、全体では目標値を超えることができた。
- 外部資金の獲得を積極的に行い、特に養成事業継続寄附（国立劇場養成所サポーター）はその額・件数ともに昨年度より大きく増加した。振興会としては初めての文楽アメリカ公演についても企業協賛等を獲得するなど、実績を上げた点は評価できる。

#### (2) 改善を要する事項 及び 今後の業務運営への提言

- 公演事業のみ自己収入の確保が目標値に届かなかった。代替施設での公演の影響やその他の影響などを多面的に分析し、より魅力的な公演を実現するための予算配分を行うとともに、事業実施における新たなノウハウの蓄積につなげてほしい。
- 公演収入減、公演制作費抑制、公演魅力の減退という悪循環が起きないように予算、収支計画が必要である。そのためには、国による公演等事業予算の措置が求められる。
- 国立劇場基金（くろごちゃんファンド）や養成事業継続寄附（国立劇場養成所サポーター）などの寄附募集においては、寄附者自身も事業に参加していると一層感じられるよう、効果的な取組を進めてほしい。

#### (3) 自己点検評価に対する意見

- 自己収入実績額は公演事業が目標値を下回ったが、全体として目標値を達成している。また、民間の寄附など外部資金の獲得は昨年度の額を下回ったものの、件数は昨年度を超えており、評定としてはBが適切と判断できる。

## IVその他業務運営に関する重要事項

### (1) 概観

- 年度計画に基づく内部統制の充実・強化、人事に関する業務、国立劇場おきなわ及び新国立劇場の運営委託などを適切に進められた。なかでも国立劇場再整備事業については、「国立劇場再整備に関する有識者検討会」を開催するとともに、「国立劇場の再整備に係る整備計画」の改定をもとに、次期入札に向けた準備が開始された。
- 振興会のこれからを考える職員参加型の検討グループを立ち上げ、組織の課題についてミーティングが行われた。特に、職員自らが自組織のミッションを再確認する作業は重要であり、これが継続的に取り組まれている点を評価する。

### (2) 改善を要する事項 及び 今後の業務運営への提言

- 国立劇場再整備については、日本の文化施策としても喫緊の課題であるが、業務進展が遅く、しかも情報開示が適切とは言えない。早急に改善し、再整備の見通しを示す必要がある。
- 新たな国立劇場において、訪日外国人観光客等への取組として鑑賞しながら飲食ができるレストランの設置構想に向けた検討を進めたところがあるが、過去に劇場併設の飲食施設が撤退した事例も踏まえて検討を進めるべきである。
- 閉場中の施設の有効活用については、これまでの利用団体からの意見を聴取しつつ、適切な情報発信に取り組まれない。
- 振興会の運営において職員の意識や能力は重要な経営資源である。国立劇場再整備を進める中でも業務が増加・多様化するものと思われる。課題が多く多忙な中であって成果を上げるためにも、引き続き職員の労働環境の向上、職員の定着率の向上など適切な労務管理に努められたい。

### (3) 自己点検評価に対する意見

- 年度計画を適切に進めるとともに、先行きは不透明でありながらも、振興会の最重点事項である国立劇場再整備については次期入札に向けた準備を開始した。評定としてはBが適切と判断できる。

## 評価委員会としての意見

- 「中期計画」の標題でもある「その他業務運営に関する重要事項」という括りは、人事に関する業務や国立劇場おきなわ及び新国立劇場の運営委託、国立劇場再整備事業業務などを含むことから違和感があり、たとえば「振興会運営に関する業務と重点事項」のように「その他」という表現は改訂すべきである。

令和6年度独立行政法人日本芸術文化振興会評価委員会 委員名簿  
(任期：令和6年7月1日～令和7年6月30日)

委員長 小川直之（國學院大學名誉教授）

委員長代理 大久保充代（公公益財団法人八尾市文化振興事業団業務  
執行理事兼事務局長 八尾市文化会館長）

委員 小玉祥子（演劇ジャーナリスト）

委員 桜井多佳子（舞踊評論）

委員 氷川まりこ（伝統文化ジャーナリスト）

委員 広瀬依子（追手門学院大学文学部講師）

委員 古谷伸太郎（公認会計士）

## 独立行政法人日本芸術文化振興会評議員会規則

平成15年10月31日  
改正 平成21年 3月27日  
改正 令和 7年 3月26日  
評議員会決定

### 第1章 審議事項

第1条 評議員会は独立行政法人日本芸術文化振興会法第12条の規定に基づき理事長の諮問に応じ、独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「振興会」という。）の業務の運営に関する重要事項を審議する。

2 前項の審議事項には、振興会の業務の運営に関する評価を含むものとする。

### 第2章 議事

第2条 評議員会に議長を置き、評議員の互選で定める。

第3条 議長は、会議の議事を整理する。

第4条 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名した評議員が議長の職務を代理する。

第5条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ会議を開き、議決することができない。

第6条 評議員会の議事は、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第7条 評議員会に出席することのできない評議員は、書面をもって票決をなし、又は他の評議員に票決を委任することができる。この場合は、出席とみなす。

### 第3章 評価委員会

第8条 第1条第2項に定める評価を行うため、評議員会に評価委員会を置く。

2 評価委員会の人数及び任期等は理事長が定める。

### 第4章 規則の改正

第9条 この規則を改正等しようとするときは、評議員会において評議員の3分の2以上の同意を得なければならない。

第10条 評議員会の事務は、総務部総務課において処理する。

### 附 則

この規則は、平成15年10月31日から施行する。

附 則（平成21年3月27日評議員会決定）

この規則は、平成21年3月27日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則（令和7年3月26日評議員会決定）

この規則は、令和7年3月26日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

## 独立行政法人日本芸術文化振興会評価委員会要項

平成15年10月31日  
改正 平成16年 4月 1日  
改正 平成17年 3月16日  
改正 平成20年 6月19日  
改正 平成21年 4月 1日  
改正 令和 4年 4月 1日  
改正 令和 7年 4月 1日

独立行政法人日本芸術文化振興会理事長裁定

第1条 評議員会に置かれる評価委員会（以下「評価委員会」という。）は、独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「振興会」という。）の業務の運営に関する評価を行い、その結果を評議員会に報告する。

第2条 評価委員会は、7人以内の評価委員（以下「委員」という。）で組織する。

第3条 委員は、振興会の業務の運営に関する評価に必要な学識経験を有する者のうちから、理事長が任命する。

第4条 委員の任期は、1年とし、7月1日に委嘱することを常例とする。ただし、欠員の補充による委員の任期は、現任者の残任期間とする。

2 委員は再任を妨げない。

第5条 評価委員会に委員長を置き、委員の互選で定める。

第6条 委員長は、会議の議事を整理する。

第7条 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員が委員長の職務を代理する。

第8条 評価委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開き、議決することができない。

第9条 評価委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

第10条 評価委員会に出席することのできない委員は、書面をもって票決をなし、又は他の委員に票決を委任することができる。この場合は、出席とみなす。

第11条 評価委員会の事務は、企画部企画課において処理する。

### 附 則

1 この要項は、平成15年10月31日から施行する。

2 この要項の施行後最初に任命された委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成17年9月30日までとする。

### 附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日独立行政法人日本芸術文化振興会理事長裁定）

この要項は、平成17年3月31日から施行する。

附 則（平成20年6月21日独立行政法人日本芸術文化振興会理事長裁定）

1 この要項は、平成20年7月1日から施行する。

2 この要項による改正後最初に再任される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成21年6月30日までとする。

附 則（平成21年4月1日独立行政法人日本芸術文化振興会理事長裁定）

この要項は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月1日独立行政法人日本芸術文化振興会理事長裁定）

この要項は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和 7年 4月 1日独立行政法人日本芸術文化振興会理事長裁定）  
この要項は、令和 7年 4月 1日から施行する。